

宿泊約款

[適用範囲]

- 第1条 当ホテルが当ホテルに宿泊及び日帰り利用することを希望する者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連付随する契約は、この約款及びこの約款と一体となる利用規則の定めに従うものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習に従うものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で書面によって特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

[宿泊契約の申込み]

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者（以下「宿泊申込者」といい、契約成立後には「宿泊契約者」といいます。）は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者の氏名・住所・職業・（日本国内に住所を有しない外国人の方の場合）国籍及び旅券番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊者の連絡先
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして対応します。

[宿泊契約の成立等]

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを明示的方法により承諾したときに成立するものとします。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3泊以上の場合は3泊分）の宿泊料を限度として当ホテルが定める前受金を当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 前受金は、宿泊契約者のチェックアウトの際に、支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適用する事態が生じた時は違約金・賠償金の順序で充当し、残額があれば、返還します。
4. 第2項の前受金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約は自動的にその効力を失うものとします。

[前受金の支払を要しないこととする特約]

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約成立後同項の前受金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の前受金の支払いを求めなかった場合及び当該前受金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約が結ばれたものとし、返還しません。

[宿泊契約締結の拒否]

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の申込みには応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、とばく、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正も含む。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が刺青及びタトゥーをしている場合
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、当ホテル又は従業員に対し、カスタマーハラスメント（顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるものをいう。以下同じ）を行い、又は過去においてカスタマーハラスメントを行ったと認められるとき。カスタマーハラスメントには、当ホテルの提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合、要求の内容が当ホテルの提供する商品・サービスとは関係がない場合、身体的な攻撃（暴行、傷害）、精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言）、土下座の要求、継続的・執拗な言動、拘束的（不退去、居座り、監禁）な行動、性的な言動、社会通念上過大なサービスの要求等を含むが、これに限らない。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められるとき。
- (11) 宿泊する権利を他に譲渡する目的で、宿泊の申込をしたとき。

[宿泊客の契約解除権及び違約金の支払いについて]

第6条 宿泊契約者客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解約することができます。

2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由（宿泊契約者の任意の判断による解約の場合を含みます。）により宿泊契約の全部又は一部を解約した場合（第3条第2項に規定により当ホテルが前受金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払又は支払期日より前に宿泊

客が宿泊契約を解約したときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けま
す。

3. 当ホテルは、宿泊契約者が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明
示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になってもチェックインしないときは、そ
の宿泊契約は宿泊契約者の責めにより解除されたものとみなす場合があります。

[当ホテルの契約解除権]

第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、この場
合、当ホテルは宿泊契約者及び宿泊者に対する一切の責任を負わないものとし、また宿泊契約者は宿
泊サービス料等の料金の支払を免れないものとします(ただし未だ提供を受けていない宿泊サービ
ス料等の料金については別表第2に準じる金額を限度とします)。

- (1) 宿泊者が、とばく、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動、その他の違法行為又は風紀を乱す
行為をするおそれがあると認められたとき、又は同行をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊者が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊者が伝染性の疾病にかかっている者であると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊者が、当ホテル又は従業員に対し、カスタマーハラスメントを行ったとき。
- (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は言動が著しく異常で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれ
があると認められるとき。
- (7) 宿泊者の服装又は携帯品が、著しく不潔で、他の宿泊者の衛生の保持に支障があると認められ
るとき。
- (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止
事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (9) その他公序良俗に反するおそれがあると当ホテルが判断した場合。

[宿泊の登録]

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と定める事項

[客室の使用時間]

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前11時までとします。
ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過し午後3時までは、室料金の30%
- (2) 超過し午後6時までは、室料金の50%
- (3) 超過し午後6時以降となった場合は、室料金の全額

[利用規則の遵守]

第10条 宿泊客は、当ホテルにおいては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

[営業時間]

第11条 当ホテルの施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、各室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適宜な方法をもってお知らせします。

[料金の支払い]

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払は、通貨又は当ホテルが認めた施設利用券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時に、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊者に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊者が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受けます。

[契約した客室の提供ができないときの取り扱い]

第13条 当ホテルは、宿泊者に契約した客室を提供できないときは、宿泊契約者の承諾を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、別表違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料をもって損害賠償とさせていただきます。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

[寄託物等の取り扱い]

- 第14条 宿泊者がフロントにお預けになった物品について滅失・毀損等の損害が生じたときは、それが当該預託者の責めに帰すべき事由による場合及び不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金又は貴重品である場合、宿泊者がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、その損害の賠償には応じかねます。
2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は重過失によって滅失、毀損等の損害が生じたときを除き、当ホテルは、その損害の賠償には応じかねます。
 3. 宿泊客が貸金庫を利用する場合については、当ホテルが別に定める貸金庫規定によるものとします。

[宿泊申込者の手荷物又は携帯品の保管]

- 第15条 宿泊者の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限り責任を持って保管し、宿泊者がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、原則として発見日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に遺失物として届けます。また、飲食物及び雑誌については、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、当ホテルに故意又は重過失のある場合を除き、責任を負いかねます。

[駐車場における免責条項]

- 第16条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は重過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

[宿泊契約者及び宿泊者の責任]

- 第17条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客及び宿泊契約者は、連帯して、当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

[当ホテルの免責]

- 第18条 当ホテルは、当ホテルに故意又は重過失がある場合には責任を免れません。
2. 当ホテルは、本約款において、故意又は重過失がある場合以外において、「(損害賠償等の) 責任を負いかねます」「損害の賠償には応じかねます」旨規定されている場合であっても、宿泊契約者が個人



である場合（ただし事業として又は事業のために契約当事者となった場合を除きます。）において当ホテルに過失がある場合には、その内容に応じて当ホテルが付保している保険に基づき当該保険事故等に関して当ホテルが受領する保険金又は宿泊契約者の支払った宿泊サービス料等の料金を上限として賠償義務を負う場合があります。

3. 当ホテルは、前1、2項以外の場合には一切責任を負いません。

・別表第1 宿泊料金の内訳（第12条第1項関係）

宿泊者が支払うべき 総額	内訳	
	宿泊料	室料及びサービス料
	追加料金	飲食料金その他の利用料金
	税金	消費税、入湯税

- 備考 1. 宿泊料は、パンフレット及びホームページに掲示する料金表によります。
2. 寝具を提供しない子供については、料金をいたしません。

・別表第2 違約金（第6条第2項関係）

キャンセル料	
30～15日前	50%
14～4日	70%
3～前日	80%
当日	100%
<small>※ご予約内容により、プレー代及びコンペ代金を事前にお支払いいただく場合がございます。 ※連泊予約において、全てもしくは一部の連泊日を取り消した場合、その取消した全ての宿泊日に対して、左記の取消料率の表で示した取消料を収受します。 ※団体予約につきましては、ご利用確認書をいただく場合がございます。</small>	

- (注) 当ホームページよりご予約のお客様は、予約申し込みの時点で本キャンセルポリシーの不知を主張できなくなるものといたします。当社はお客様が本キャンセルポリシーに同意されたことを前提として、お客様の申込みをお受けいたします。

改定 令和5年4月1日

利用規約

当ホテルでは、ホテルの品位を保ち、またお客様に安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第10条に基づき、下記のとおり利用規則を定めております。この規則をお守りいただけない時は宿泊約款第7条第1項により、宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。また、この規則を守られないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねますので特にご留意くださるようお願い申し上げます。

1. お部屋に入りましたら、非常口をご確認になり、宿泊約款、および館内外のご案内を必ずお読みください。
2. ご滞在中の現金、貴重品の保管にはフロントにて備え付けの貸し金庫をご利用いただくようお願いいたします。上記手続きをおとりにならず現金、貴重品の滅失、紛失、毀損、盗難等によって生じた損害については、当ホテルでは責任を負いかねますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品などの品物、個人情報に関わる物品（顧客名簿等）はお預かりできません。
3. 当ホテル敷地内および館内に下記のようなものをお持ち込みにならないでください。万一お持ち込みの場合は、ご宿泊をお断りすることがございます。
 - (1) 飲食物
 - (2) 動物・鳥類などのペット類
 - (3) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - (4) 適法に所持を許可されていない鉄砲・刀剣類
 - (5) 悪臭を発するもの
 - (6) 常識的な量をこえる物品
 - (7) その他当ホテルが不適切と認めたもの
4. 当ホテル敷地内および館内での下記の事柄につきましては、当ホテルは一切責任を負いませんので、十分ご注意ください。
 - (1) 敷地内（駐車場を含む）での事故および盗難
 - (2) お客さま同士の事故
5. 当ホテル敷地内および館内において、故意またはお客さまの不注意により、建物、備品などに損害を与えた場合は、お客さまに責任をおとりいただくこととなりますので、十分ご注意ください。
6. ラジコン飛行機・自動車等のお持ち込みおよび使用はお断りいたします。
7. 当ホテル敷地内および客室内での暖房用、炊事用などの器具とアイロン等の熱を発する器具等のお

持ち込み、ご使用はかたくお断りいたします。

8. 火災事故はほかのお客さまにも多大なご迷惑をおかけしますので、ベッド内、館内歩行中および禁煙区域内での喫煙はかたくお断りいたします。
9. 緊急時に備え、おからだの不自由なお客さまがご宿泊される場合は事前にフロントへご連絡ください。
10. 当ホテル敷地内および館内で、広告物の配布や物品の販売、他のお客さまにご迷惑をおかけするような写真撮影、ビデオ撮影はかたくお断りいたします。
11. テレビの裏側は大変危険ですのでさわらないでください。もし故障の場合はフロントにご連絡ください。
12. お車でお越しのお客さまは、駐車の際には必ず専用駐車場をご利用ください。進入道路、玄関前の駐車およびコテージへの乗り入れはお断りいたします。
13. 部屋備え付けの部屋着、スリッパ等のままで、客室からお出になることは、とくにご遠慮ください。
14. 当ホテル外からの飲食物などのご注文およびお持ち込みはお断りいたします。また当ホテル内の自炊もお断りいたします。
15. 当ホテル敷地内道路では、ホテル営業及び業務車、乗用カート、サイクリング車が通行いたします。また、冬期間は路面が凍結している場合がございます。歩行には十分ご注意ください。とくにお子さまの道路への飛び出しにはご注意ください。
16. 危険標示のある場所や立ち入り禁止区域には入らないでください。また、ゴルフコース内はゴルフボールによる思わぬ危険がございますので立ち入らないでください。とくにお子さまには十分お気をつけください。
17. お子さまがサイクリング・散策・プールなどでお遊びになる際には、必ず保護者のご同伴をお願いいたします。
18. ほかのお客さまのご迷惑になる放歌高吟等の喧騒行為、過度の飲酒、賭博又は風紀を乱すような行為はかたくお断りいたします。
19. 当ホテル敷地内には湖がございますので、小さなお子さまの場合にはとくにご注意ください。冬



期間は氷がはっておりますが、お乗りにならないでください。

20. サイクリングでホテル敷地外へ出られることは、交通量も多く危険もございますので、当ホテル内のサイクリングコース以外には出ないでください。サイクリングはホテル敷地内でお楽しみください。

21. ゴルフシューズでの館内歩行はお断りいたします。

22. 外出される際にはドアの施錠を必ずご確認ください。また、ルームキーはフロントにお預けください。ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。

23. 森では夏を中心に雷による被害がおこる場合がございますので、雷鳴が聞こえましたら、お早めに近くの建物内に避難してください。

24. 当ホテル敷地内および館内での水着での歩行、および客室に備え付けのタオル類をプールなどにお持ち出しになることはかたくお断りいたします。

25. 温泉施設・スパのご利用については、次の事項をお守りください。

- (1) 刺青・タトゥー、泥酔された方のご利用はお断りします。
- (2) 温泉泉質上滑りやすくなっております。施設内における怪我、転倒事故等につきましては、その責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (3) 施設内での染毛、漂白剤等の使用は、固く禁止いたします。
- (4) 施設内でのカメラやビデオ等の撮影機器および携帯電話・スマートフォンを使用する等の撮影等、他のお客様のご迷惑になる行為はお断りいたします。
- (5) 貴重品等の取扱いは、宿泊約款第14条の規定に従うものとします。

改定 令和 2年 6月 10日